

議案第91号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部66の項から69の項までを次のように改める。

	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から69の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合には、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 4,700円 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合</p>	<p>認定申請のとき。</p>
--	--	--	--	-----------------

は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分（人の居住の用に供する部分に限る。以下同じ。）

(ア) 1戸のもの 4,700円

(イ) 2戸以上5戸以下のもの 9,400円

(ウ) 6戸以上10戸以下のもの 16,000円

(エ) 11戸以上25戸以下のもの 27,000円

(オ) 26戸以上50戸以下のもの 45,000円

(カ) 51戸以上100戸以下のもの 82,000円

(キ) 101戸以上200戸以下のもの 131,000円

(ク) 201戸以上300戸以下のもの 170,000円

(ケ) 301戸以上のもの 185,000円

イ 共用部分（住宅の用に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項から69の項までにおいて同じ。）

(ア) 300平方メートル以内のもの 9,300円

(イ) 300平方メー

- トルを超え、1、000平方メートル以内のもの 16,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円
- (キ) 25,000平方メートルを超えるもの 200,000円
- ウ 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）
- (ア) 300平方メートル以内のもの 9,300円
- (イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え、

2,000平方メートル以内のもの
26,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの
80,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの
126,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え、
25,000平方メートル以内のもの
160,000円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの
200,000円

(3) 一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額

ア 300平方メートル以内のもの 9,300円

イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円

ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円

エ 2,000平方メートルを超え、5,

			<p>000平方メートル以内のもの 80,000円</p> <p>オ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>キ 25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p>	
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請</p> <p>ア 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第106号）をいう。以下同じ。）による場合 21,000円</p> <p>イ 誘導仕様基準以外による場合 35,000円</p>	認定申請のとき。	

(2) 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(ア) 誘導仕様基準による場合

- a 1戸のもの
21,000円
- b 2戸以上5戸以下のもの
39,000円
- c 6戸以上10戸以下のもの
56,000円
- d 11戸以上25戸以下のもの
80,000円
- e 26戸以上50戸以下のもの
120,000円
- f 51戸以上100戸以下のもの
182,000円
- g 101戸以上200戸以下のもの
261,000円
- h 201戸以上300戸以下のもの
340,

- 000円
- i 301戸以上
のもの 390,000円
- (イ) 誘導仕様基準以外による場合
- a 1戸のもの
35,000円
- b 2戸以上5戸
以下のもの 69,000円
- c 6戸以上10
戸以下のもの
97,000円
- d 11戸以上2
5戸以下のもの
137,000円
- e 26戸以上5
0戸以下のもの
197,000円
- f 51戸以上1
00戸以下のもの
283,000円
- g 101戸以上
200戸以下の
もの 385,000円
- h 201戸以上
300戸以下の
もの 508,000円
- i 301戸以上
のもの 600,000円
- イ 共用部分
- (ア) 300平方メートル以内のもの
109,000円
- (イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル

ル以内のもの 1
38,000円

(ウ) 1,000平方
メートルを超え、
2,000平方メ
ートル以内のもの
180,000
円

(エ) 2,000平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
280,000
円

(オ) 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 359,00
0円

(カ) 10,000平
方メートルを超え、
25,000平方
メートル以内のも
の 429,00
0円

(キ) 25,000平
方メートルを超え
るもの 500,
000円

ウ 非住宅の部分

(ア) 300平方メー
トル以内のもの
242,000円

(イ) 300平方メー
トルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 3
00,000円

(ウ) 1,000平方
メートルを超え、
2,000平方メ
ートル以内のもの
384,000

円

(エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
546,000

円

(オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
670,000

円

(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの
789,000

円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの
900,000

円

(3) 一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額

ア 300平方メートル以内のもの
242,000

円

イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
300,000

円

ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
384,000

円

エ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル

			<p>以内のもの 546,000円</p> <p>オ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円</p> <p>キ 25,000平方メートルを超えるもの 900,000円</p>	
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 3,300円</p> <p>(2) 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。</p> <p>ア 住戸の部分</p>	変更認定申請のとき。	

- (ア) 1戸のもの 3,300円
- (イ) 2戸以上5戸以下のもの 6,600円
- (ウ) 6戸以上10戸以下のもの 11,000円
- (エ) 11戸以上25戸以下のもの 19,000円
- (オ) 26戸以上50戸以下のもの 32,000円
- (カ) 51戸以上100戸以下のもの 58,000円
- (キ) 101戸以上200戸以下のもの 93,000円
- (ク) 201戸以上300戸以下のもの 122,000円
- (ケ) 301戸以上のもの 134,000円

イ 共用部分

- (ア) 300平方メートル以内のもの 6,500円
- (イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メ

- メートル以内のもの
56,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの
88,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え、
25,000平方メートル以内のもの
112,000円
- (キ) 25,000平方メートルを超えるもの
140,000円
- ウ 非住宅の部分
- (ア) 300平方メートル以内のもの
6,500円
- (イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
11,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え、
2,000平方メートル以内のもの
18,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの
56,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの
88,000円
- (カ) 10,000平

方メートルを超え、
25,000平方
メートル以内のも
の 112,00
0円

(キ) 25,000平
方メートルを超え
るもの 140,
000円

(3) 一戸建ての住宅及び
共同住宅等以外の建築
物に係る申請 次に掲
げる当該建築物の延べ
面積に応じた額

ア 300平方メー
トル以内のもの 6,
500円

イ 300平方メー
トルを超え、1,00
0平方メートル以内
のもの 11,00
0円

ウ 1,000平方メ
ートルを超え、2,
000平方メートル
以内のもの 18,
000円

エ 2,000平方メ
ートルを超え、5,
000平方メートル
以内のもの 56,
000円

オ 5,000平方メ
ートルを超え、10,
000平方メートル
以内のもの 88,
000円

カ 10,000平方
メートルを超え、2
5,000平方メー
トル以内のもの 1
12,000円

キ 25,000平方
メートルを超えるも

			の 140,000 円	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 ア 誘導仕様基準による場合 15,000円 イ 誘導仕様基準以外による場合 18,000円 (2) 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア 住戸の部分 (ア) 誘導仕様基準による場合 a 1戸のもの 15,000円 b 2戸以上5戸以下のもの 27,000円 c 6戸以上10	変更認定申請のとき。

戸以下のもの

40,000円

d 11戸以上2

5戸以下のもの

56,000

円

e 26戸以上5

0戸以下のもの

85,000

円

f 51戸以上1

00戸以下のもの

128,0

00円

g 101戸以上

200戸以下の

もの 184,

000円

h 201戸以上

300戸以下の

もの 241,

000円

i 301戸以上

のもの 278,

000円

(イ) 誘導仕様基準以外による場合

a 1戸のもの

18,000円

b 2戸以上5戸

以下のもの 3

7,000円

c 6戸以上10

戸以下のもの

52,000円

d 11戸以上2

5戸以下のもの

74,000

円

e 26戸以上5

0戸以下のもの

108,00

0円

f 51戸以上1

00戸以下のもの 159,000円

g 101戸以上
200戸以下のもの 221,000円

h 201戸以上
300戸以下のもの 291,000円

i 301戸以上のもの 342,000円

イ 共用部分

(ア) 300平方メートル以内のもの 57,000円

(イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 72,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

の 247,000円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 290,000円

ウ 非住宅の部分

(ア) 300平方メートル以内のもの 123,000円

(イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

(3) 一戸建ての住宅及び

			<p>共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額</p> <p>ア 300平方メートル以内のもの 123,000円</p> <p>イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円</p> <p>エ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円</p> <p>オ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円</p> <p>カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円</p> <p>キ 25,000平方メートルを超えるもの 491,000円</p>	
--	--	--	---	--

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部72の項から75の項までを次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の	認定申請のとき。
---	--	---	----------

の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から75の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査

規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。

(1) 一戸建ての住宅に係る申請 5,100円

(2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。）

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 81,000円

イ 非住宅部分

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,

			<p>700円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p>	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額</p> <p>ア 誘導仕様基準による場合</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの</p>	認定申請のとき。	

22,000円
イ 誘導仕様基準以外
による場合

(ア) 200平方メ
ートル未満のもの

34,400円

(イ) 200平方メ
ートル以上のもの

38,400円

(2) (1)以外の建築物に係
る申請 次のア及びイ
に掲げる部分の床面積
の合計に応じた額を合
計した額。ただし、ア
又はイに掲げる部分が
存在しない場合は、当
該部分に係る額は加算
しない。

ア 住宅部分

(ア) 誘導仕様基準に
よる場合

a 300平方メ
ートル未満のも
の 38,00
0円

b 300平方メ
ートル以上2,
000平方メ
ートル未満のもの
66,000
円

c 2,000平
方メートル以上
5,000平方
メートル未満の
もの 118,
000円

d 5,000平
方メートル以上
のもの 179,
000円

(イ) 誘導仕様基準以
外による場合

a 300平方メ
ートル未満のも
の 69,10
0円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
116,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
196,000円

d 5,000平方メートル以上のもの
281,000円

イ 非住宅部分

(7) モデル建物法
(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。75の項において同じ。)

による場合

a 300平方メートル未満のもの
87,100円

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
110,700円

c 1,000平

方メートル以上
2,000平方
メートル未満の
もの 145,
700円

d 2,000平
方メートル以上
5,000平方
メートル未満の
もの 235,
700円

e 5,000平
方メートル以上
10,000平
方メートル未満
のもの 309,
000円

f 10,000
平方メートル以
上25,000
平方メートル未
満のもの 37
1,000円

g 25,000
平方メートル以
上のもの 43
5,000円

(4) 標準入力法等
(実際の設計仕様
の条件を基に算定
した一次エネルギ
ー消費量及び屋内
周囲空間の年間熱
負荷を用いて評価
する方法をいう。
75の項において
同じ。)による場
合

a 300平方メ
ートル未満のも
の 227,1
00円

b 300平方メ
ートル以上1,
000平方メ
ートル未満のもの
284,40

			<p>0円</p> <p>c 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 367,100円</p> <p>d 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 523,700円</p> <p>e 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 646,000円</p> <p>f 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>g 25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>	
	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出されたものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 3,700円</p> <p>(2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住宅部分

- (ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上のもの 57,000円

イ 非住宅部分

- (ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円

			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のもの 141,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。	(1) 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額 ア 誘導仕様基準による場合 (ア) 200平方メートル未満のもの 14,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 15,000円 イ 誘導仕様基準以外による場合 (ア) 200平方メートル未満のもの 24,200円 (イ) 200平方メートル以上のもの 27,000円 (2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア	変更認定申請のとき。

又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住宅部分

(7) 誘導仕様基準による場合

a 300平方メートル未満のもの 26,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 125,000円

(4) 誘導仕様基準以外による場合

a 300平方メートル未満のもの 48,500円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円

d 5,000平方メートル以上

- のもの 197,000円
- イ 非住宅部分
- (ア) モデル建物法による場合
- a 300平方メートル未満のもの 61,100円
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 305,000円
- (イ) 標準入力法等による場合
- a 300平方メートル未満のもの

			の 159, 100円
			b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199, 200円
			c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257, 100円
			d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366, 700円
			e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453, 000円
			f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535, 000円
			g 25,000平方メートル以上のもの 610, 000円

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 77 の項中「第1条第1項第2号イ(1)(i)及び」を「第1条第1項第2号イ(1)及び」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、「同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。）」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、「第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「仕様基準に」を「仕様基準又は誘導仕様基準に」に改め、同部備考 11 を削り、同部備考 12 中「向上計画認定申請手数料等」の次に「(誘導仕様基準以外に

よる場合に限る。）」を加え、「一の建築物の」を削り、同部備考12を同部備考11とし、同部備考13中「建築物エネルギー消費性能基準」を「向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準」に改め、「仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、「一の建築物の」を削り、同部備考13を同部備考12とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正等により、認定申請単位を改めるとともに、認定に係る計算法が追加されたことに伴い、手数料を新設する必要がある。